

ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ、ドラレコ一体型導入助成金交付要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ、ドラレコ一体型の車載器を装着した場合、装置取得価格の一部を助成することとし、事業者の交通安全対策及び省燃費運転に対する意識の向上、企業経営の安定を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

（助成対象装置）

第3条 助成対象装置は、別に定める公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が指定するドライブレコーダー、デジタルタコグラフ、ドラレコ一体型車載器とする。

（助成対象）

第4条 助成対象は、令和7年1月1日から令和7年12月末日までに、新たに助成対象装置（中古品・レンタル品を除く）を装着したものとする。

但し、新規入会事業者は、入会日から令和7年12月末日までに装着したものとする。

（助成金額及び助成制限台数）

第5条 助成金額は1台当り装置取得価格の1／2（上限2万円）とする。小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨てる。

なお、装置取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとし、取付工賃や消費税は装置取得価格には含まない。

また、助成制限台数は下記のとおりとする。

装 置 名	助成制限台数
ドライブレコーダー車載器	左記の装置を合算、一事業者当り、被牽引車を除く、当該年度上期の会費請求台数までとし、上限を50台とする。
デジタルタコグラフ車載器	
デジタコ・ドラレコ一体型車載器	

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、「令和7年度ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ・ドラレコ一体型導入助成実績報告書」により、令和8年2月5日午後5時までに申請を行うものとする。なお、郵送による申請の場合は、令和8年2月5日必着とする。

但し、千ト協は当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。

2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 千ト協は、助成金交付申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、助成金を交付するものとし、交付日は別表に定める。

(助成金の返還)

第8条 千ト協は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき

2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2. 前項により返還を命じられた事業者については、千ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付を行わないものとする。

(機器の処分制限)

第9条 事業者は、交付対象となった機器が導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

但し、あらかじめ千ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関して必要がある場合には、会長が別に定めるものとする。

(附 則) 本要綱は、平成30年2月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成30年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、2019年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和2年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和3年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和4年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和5年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和6年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和7年4月1日より実施する。

【 別 表 】 申請受付日別助成金交付日

申 請 受 付 日	交 付 日
6 月 ～ 7 月	当該年度 9 月末
8 月 ～ 1 0 月	当該年度 1 2 月末
1 1 月 ～ 1 2 月	当該年度 2 月末
1 月 ～ 2 月	当該年度 3 月末